

金融機能強化法改正に係る政令・内閣府令（案）等の概要

- 人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等を行う地域銀行等が、経営基盤の強化のための措置の実施に関する「実施計画」を作成して国の認定を受け、預金保険機構から資金の交付を受けることができる制度を創設する。（2021年5月19日改正法成立）

対象

【改正金融機能強化法第34条の10第1項】

事業の抜本的な見直しとして実施する合併・経営統合等^(注)の経営基盤の強化のための措置の実施に関する計画（「実施計画」）を作成し国の認定を受けた地域銀行等【改正法】

(注) 合併・経営統合以外の取組み（法第34条の10第1項第9号の主務省令で定めるもの）は、計画の始期の直前の事業年度末の水準と比べて、計画の終期において、①修正業務粗利益経費率が15%ポイント以上低下し、かつ、②修正経費が20%以上低下する、と見込まれるものとする【内閣府令】

「実施計画」の記載事項

【改正金融機能強化法第34条の10第2項】

- ・ 経営基盤強化の内容等 ・ 基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項【いずれも改正法】
- ・ 中小規模事業者への金融の円滑化、創業や事業の再生・承継等に対する支援等の地域経済の活性化に資する方策【内閣府令】
- ・ ITの効果的な活用に必要な体制強化等、実施計画の適切な実施に必要な経営体制【内閣府令】
- ・ 実施計画の実施に伴う労務に関する事項【政令】 等

「実施計画」の認定要件

【改正金融機能強化法第34条の10第3項】

- ・ 提供する基盤的金融サービスが地域経済に相当の寄与をしている【内閣府令】
- ・ 人口減少等により基盤的金融サービスの持続的提供が困難となるおそれがある【改正法】
- ・ 全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供していると認められるものその他これに相当するものでない【内閣府令・告示】
- ・ 実施計画の実施により基盤的金融サービスの提供が維持されると見込まれる【改正法】
- ・ 中小規模事業者への金融の円滑化が見込まれる【改正法】
- ・ 経営基盤強化に関する情報提供など利用者保護に資する措置を講ずること【政令・内閣府令】 等

交付額

経営基盤強化に必要な追加的な初期コスト（システム整備等【内閣府令】）の一部

財源

【改正金融機能強化法第43条の2等】

預金保険機構の金融機能強化勘定に属する積立金を活用^(注)【改正法】

(注) 次の①②のいずれか低い金額を上限として機構が承認を受けた金額の範囲内。①承認を受ける事業年度における積立金の額、②2021年3月末（令和2年度末）における積立金から、承認を受ける事業年度までに資金交付業務に充てた金額の合計額を控除した金額【政令】

監督等

【改正金融機能強化法第34条の12】

- ・ 半年に1度、地域経済の活性化に資する方策など実施計画の履行状況の報告を求め、原則5年間その履行状況をフォローアップするとともに、報告書の内容を公表【監督指針】
- ・ 必要に応じ監督上の措置命令【改正法】
- ・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行、それ以外の取組みの場合は上記経費率等の低下）が実施されない場合には、認定を取り消し【監督指針】、資金の返還を求める

申請期限

【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】

2026年（令和8年）3月末（約5年間の申請期間を確保）【改正法】